○文部科学省告示第百五号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四十条第一項の規定に基づき指定した指定登録機関の登録事務を行う事務所の所在地が平成二十七年五月七日付けをもって変更されたので、昭和五十九年科学技術庁告示第二号（技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月七日

文部科学大臣　下村　博文

第二号中「東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号」を「東京都渋谷区道玄坂二丁目十番七号」に改める。

○農林水産省告示第千四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年十二月二十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

1　登録番号　第23766号
2　登録年月日　平成26年12月24日
3　農林水産植物の種類
Impatiens walleriana Hook.f.
4　登録品種の名称　BALPALAV
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181－4

1　登録番号　第23767号
2　登録年月日　平成26年12月24日
3　農林水産植物の種類
Impatiens walleriana Hook.f.
4　登録品種の名称　TUCKMAS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181－4

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区柿島字布沢六七〇の一、葵区長妻田字長畑ケ一五八四、一五八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字小屋場二七八九の一、字板屋三二七五の一、三二七六、三二七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字ニシノ一九三六・一九八四の二・一九八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市熊ケ畑字咽ノ畑六九八、七〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字ナカノ一九四七、二〇六五の二、字普門寺二六八一、二七〇五、二七一九、二七四一の二、二七四一の九、二七四一の一二、二七四一の三三、二七四一の四三、二七四一の六五、二七四一の六六、二七四一の八四、二七四一の一〇七、二八四一、二八九四の八、二九二〇の一、字南河内三一〇九の二、三一〇九の二七、字仙道三三八三の一〇七、三三九二の一七、三三九二の一九、三三九二の二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町太郎丸字行元谷一〇三、字門谷一七八の二、一八八、二〇一、字門山続一〇〇七八、一〇〇八〇、一〇〇八一の一、字広道山続一〇〇八六、一〇〇八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）